

住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

（宛先）

倉吉市長

納税義務者 住所

フリガナ
氏名（名称）

個人番号又は法人番号

（電話番号 — — ）

地方税法附則第15条の9 { (ア) 第9項（熱損失防止改修住宅）
(イ) 第10項（熱損失防止改修専有部分） } の適用を受けたい

ので、倉吉市税条例附則第10条の3第10項の規定により関係書類を添えて申告します。

家屋の所在地	倉吉市		
家屋番号		家屋の種類	
床面積	m ²	住宅の用に供する部分の床面積	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修工事（必須工事） <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置の設置工事 <input type="checkbox"/> 高効率空調機の設置工事 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置工事 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置工事		
改修工事完了年月日	年 月 日		
改修工事に要した費用	円（内補助金等の額 円）		

平成26年4月1日以前に完成した住宅で、熱損失防止（省エネ）改修に要した費用が60万円を超えるもの（補助金等を除く）が対象となります。

改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、改修に要した費用を証する書類・増改築等工事証明書を添付して申告してください。また、3ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合には、3ヶ月以内に提出することができなかつた理由を添えてください。